

多久市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月28日

多久市長 横 尾 俊 彦

### 多久市条例第13号

多久市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

多久市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例（平成5年多久市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

#### 別表第1（第19条関係）

種別	取扱区分	単位	金額
ごみ 処理 手数料	定期収集運搬処 分（可燃ごみ）	可燃ごみ袋（大）（1袋当たり）	45円
		可燃ごみ袋（中）（1袋当たり）	35円
		可燃ごみ袋（小）（1袋当たり）	20円
	定期収集運搬処 分（不燃ごみ）	不燃ごみ袋（大）（1袋当たり）	35円
		不燃ごみ袋（小）（1袋当たり）	20円
	定期収集運搬処 分（資源物）	リサイクル袋（大）（1袋当たり）	30円
		リサイクル袋（小）（1袋当たり）	15円
定期収集運搬処 分（粗大ごみ）	1個当たり	400円の範囲で市長が別に定める額	

			(証紙による 支払とし1枚 当たり40 円)
	自己搬入による 処分(家庭系廃 棄物)	100キログラムまで	500円
		100キログラムを超える部分に ついて50キログラムにつき(50 キログラム未満は50キログラム とする)	250円
		粗大ごみ解体手数料(タンス、ベッ ド等可燃物)	1個当たり 1,000円
	自己搬入による 処分(事業系一 般廃棄物)	100キログラムまで	1,000円
		100キログラムを超える部分に ついて50キログラムにつき(50 キログラム未満は50キログラム とする)	500円
	一般廃棄物処理 業者搬入による 処分	100キログラムまで	1,000円
		100キログラムを超える部分に ついて50キログラムにつき(50 キログラム未満は50キログラム とする)	500円
し尿 処理 手数料	収集及び処分	18リットルごとに(18リットル 未満は18リットルとして計算)	216円
犬、	処分	1体につき	500円

猫等 の死 体処 理手 数料			
----------------------------	--	--	--

備考1 手数料（し尿処理手数料を除く。）の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。

2 し尿処理手数料の額は、上の表により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に購入した可燃ごみ袋、不燃ごみ袋及び証紙は、この条例の施行の日以後においても使用することができるものとする。